

開発許可関連手数料一覧表

令和6年7月31日（水）からの手数料は、以下のとおりです。

1 開発行為許可申請手数料

条 件	開発区域の面積	改定額
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	0. 1 ha未満のとき	13,000円
	0. 1 ha以上0. 3 ha未満のとき	39,000円
	0. 3 ha以上0. 6 ha未満のとき	76,000円
	0. 6 ha以上 1 ha未満のとき	149,000円
	1 ha以上 3 ha未満のとき	225,000円
	3 ha以上 6 ha未満のとき	305,000円
	6 ha以上 10 ha未満のとき	370,000円
	10 ha以上のとき	497,000円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	0. 1 ha未満のとき	21,000円
	0. 1 ha以上0. 3 ha未満のとき	51,000円
	0. 3 ha以上0. 6 ha未満のとき	113,000円
	0. 6 ha以上 1 ha未満のとき	204,000円
	1 ha以上 3 ha未満のとき	340,000円
	3 ha以上 6 ha未満のとき	457,000円
	6 ha以上 10 ha未満のとき	567,000円
	10 ha以上のとき	795,000円
(3) (1)または(2)以外の目的で行う開発行為の場合	0. 1 ha未満のとき	141,000円
	0. 1 ha以上0. 3 ha未満のとき	215,000円
	0. 3 ha以上0. 6 ha未満のとき	320,000円
	0. 6 ha以上 1 ha未満のとき	379,000円
	1 ha以上 3 ha未満のとき	573,000円
	3 ha以上 6 ha未満のとき	654,000円
	6 ha以上 10 ha未満のとき	808,000円
	10 ha以上のとき	1,081,000円

2 開発行為変更許可申請手数料

変更内容により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

3 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料および開発登録簿の写しの交付手数料

申 請 内 容		改定額
地位の承継の承認申請手数料	自己居住用または自己業務用で1 ha未満	2,500円
	自己業務用で1 ha以上	4,000円
	非自己用	19,000円
開発登録簿写しの交付手数料		700円

4 都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書の交付手数料

申 請 内 容	改定額
適合証明書の交付手数料	900円

お問い合わせ先
建築・開発担当部開発調整課

電話 5984-1648